

日進市道の駅整備検討委員会設置条例

平成29年 3月27日
条例第 2 号

(設置)

第1条 本市における道の駅（国が定める「道の駅」登録・案内要綱に規定する道の駅をいう。以下同じ。）の整備について、日進市道の駅基本計画（以下「基本計画」という。）の策定等必要な事項を検討するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、日進市道の駅整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、道の駅の整備の推進に関し必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会の委員の定数は、15人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の代表者又は推薦者
- (3) 公募の市民
- (4) その他市長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(日進市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 日進市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年日進町条例第2号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略